

新製品開発を例に説明

太田産業技術専門学校教養講座

羽鳥氏が知的所有権を解説

県立太田産業技術専門学校（太田市新野町）で2月24日、羽鳥国際特許商標事務所（前橋市北代田町）所長の羽鳥直氏が教養講座を行った。2回の講演を行い、合計約200人の生徒に知的財産権について解説した。

演題は「『新しい知的財産権の話』―新しいおごぎのバックを開発したおごぎの『おごぎのバック』を説明したという設定で、そのアイデアがどのような権利で保護されるのか、分かりやすく解説した。

意匠登録、商標登録、特許、実用新案といった権利の特徴を解説しながら「おごぎのバック」の発明がどの権利で保護すべきものかを考察。なかでも特許については、取得の条件や取得までの流

れも説明した。羽鳥氏は「みなさんが新しいものを考えたなら、どのように保護するか良く考えなければ。また権

利取得後の管理も大切なので、専門家に相談することも重要だ」と話した。



合計200人の生徒が知的所有権を学んだ

ぐん経
H16.
3/4